

燃料電池フォークリフト導入費補助の手引

令和2年6月5日

神奈川県産業労働局エネルギー課

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。

1 補助金の概要

燃料電池フォークリフトの導入に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象車両

- 一般販売されている新車であること。
- 神奈川県内で使用すること。
- 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

3 補助対象事業者

公益財団法人北海道環境財団（以下「環境省補助執行団体」）が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水素を活用した社会基盤構築事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業）（以下「環境省補助金」）の交付申請を行った者

4 補助対象経費

環境省補助金の補助対象経費と、当該車両に対応する一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とします。

5 補助金積算方法・上限額

補助対象経費に2分の1を乗じた額。ただし上限額は500万円とします。



6 受付期間

交付申請書の受付は、令和2年6月8日（月）から令和3年2月26日（金）まで（予算額に達した場合は締め切ります。）

7 補助事業の流れ

(1) 交付申請書の送付

- 郵送により受け付けます。
- 書類に不備がある場合は有効なものとしません。全ての書類が整った段階で受理します。

(2) 交付決定通知書の送付

- 申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。
- 交付決定通知書の到達前に納車・代金の支払完了がなされると、県の補助金を受け取れなくなります。必ず交付決定通知書が到達してから事業に着手してください。
- 暴力団排除条例の規定により県警へ照会するため、交付決定に1か月以上かかる場合があります。

(3) 車両の導入

- 必ず、交付決定通知書を受領してから納車・代金の支払完了等、車両導入のための手続きを進めてください。
- 納車・代金の支払完了は、全て年度内（令和3年3月31日（水））に必ず終了させてください。

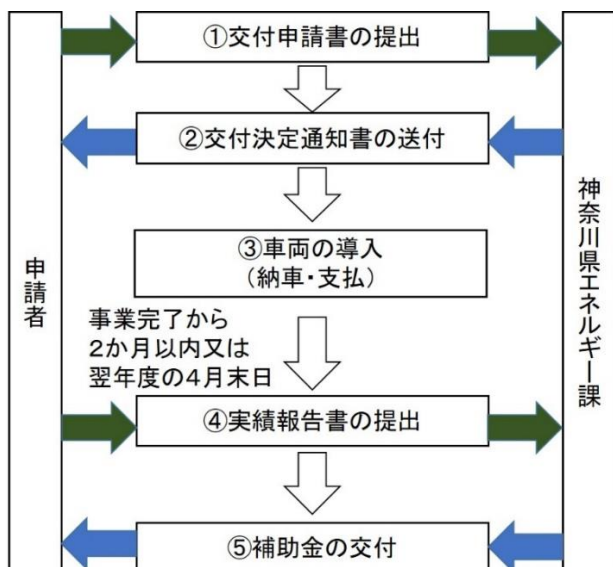
(4) 実績報告書の提出

- 実績報告書を、納車・支払完了のうち、最後の手続きが終わった日から、2か月以内又は令和3年4月30日（金）のいずれか早い日までに提出してください。
令和3年3月31日（水）までに実績報告書類を提出できない場合は、実施状況報告書を提出してください。

(5) 補助金の交付

- 実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

【事業実施の流れ】



8 その他の主な補助条件について

- 年度内に事業を完了し、実績報告書の提出が可能なこと。
- 暴力団排除の対象に該当せず、当該確認のために県警への照会について了承すること。
- (リースの場合) 補助金相当額が使用者のリース料金に還元されること。
- 財産処分の制限期間内(4年)に、財産の処分(売却、廃棄、譲渡等)を行わないこと。
また、使用地を県外へ移動させないこと。

(知事の承認を得ず処分をした場合、補助金を全額返還していただく場合があります。)

9 提出書類について

(1) 申請に必要な書類

(1) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書 (燃料電池産業車両)	別表6第17号様式	
(2) 役員等氏名一覧表	別表6第17号様式別紙1	
(3) 登記事項証明書(原本)		※1 ※2
(4) (リース事業の場合のみ)貸与料金算定根拠明細書	別表6第17号様式別紙2	
(5) 環境省補助金の交付申請書の写し		
(6) 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し		
(7) その他知事が必要と認める書類		

※1 リース事業者が申請される場合は、リース事業者の登記事項証明書と、リース先の登記事項証明書を、両方御提出ください。

※2 登記事項証明書は、現在事項証明書と履歴事項証明書のいずれでも構いません。

(2) 実績報告に必要な書類

(1) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書 (燃料電池産業車両)	別表6第28号様式
(2) 環境省補助金の完了実績報告書の写し	
(3) 取得財産に係る管理台帳の写し	
(4) 導入した燃料電池フォークリフトの売買契約書の写し	
(5) 当該事業に係る支出を証する書類の写し	
(6) (リース事業の場合のみ)車両賃貸借契約書の写し	
(7) 補助金振込先情報が記載された通帳等の写し	
(8) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書 及び変更に係る書類 ※補助額に影響を及ぼさない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ	別表6第28号様式別紙
(9) その他知事が必要と認める書類	

10 申請内容の変更について

- 所在地又は名称を変更した場合、すみやかに住所等変更届出書（登記事項証明書を添付）を提出してください。
- 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、すみやかに変更承認申請書（別表6第20号様式）を提出してください。
- 交付決定後に事業の中止・廃止をする場合は、すみやかに廃止承認申請書（別表6第24号様式）を提出してください。
- 交付決定後に住所及び氏名を変更する場合は、すみやかに住所等変更届（参考様式4）を提出してください。
- 財産処分制限期間内に車両の処分（売却、廃棄、譲渡等）、使用地の移動を行う場合は、必ず事前に所定の申請書（別表6第30号様式）を提出してください。
- 財産処分制限期間内に車両の処分をする場合には、補助金の全部又は一部に相当する額の納付を求める場合があります。
- 補助金の交付の目的に反する場合は、補助金の全額に相当する額を納付していただくこととなります。

11 問合せ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階
電話 045-210-4133 （直通）

「神奈川県燃料電池フォークリフト導入費補助金」ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/fcfl.html>

12 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

（県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。）

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課

次世代自動車グループ 燃料電池自動車等導入費補助金担当者